

# 局排等以外の発散抑制方法の導入するための要件の検討 (現行法令の措置状況と論点)

## ① 当該発散抑制方法により、気中濃度を一定以下にできることの確認方法の検討

ア 一定の専門性を有する者に新たな発散抑制方法の技術的な事項についての確認を求めているかどうか

- ・ 専門性を有する者の範囲はどうするか(外部人材の活用等も検討)

衛生コンサルタント(衛生工学)

作業環境測定士・衛生工学衛生管理者のうち、実務経験が豊富な者

その他(日本作業環境測定協会の認定オキュペイショナルハイジニスト等)

イ 有害物の気中濃度が一定以下となることの確認をどのようにするか

- ・ 新たな発散抑制方法を用いた上で、作業環境測定を実施し、第1管理区分となることとしてはどうか

ウ 新たな発散抑制方法について、その他確認すべき点はないか

- ・ 新たな発散抑制方法それ自体のヒトへの危険有害性の確認をしてはどうか

(例:分解剤、吸着剤、副生成物等の危険有害性)

(参考)

- ・ 有機溶剤中毒予防規則第18条の2において、局排を法定の制御風速未満で稼働させる特例許可申請にあたって、必要な能力を有する確認者(例 作業環境測定士)に制御風速が安定していること等を確認させることとしている
- ・ 現行法令において、作業環境測定の結果、第3管理区分に区分された場所は必要な措置を講じ、当該作業場所の管理区分を第1管理区分又は第2管理区分となるようにする義務がある。また、作業環境測定の結果、第2管理区分に区分された場所は作業環境を改善するため必要な措置を講じるよう努めなければならないとされている

第1管理区分:当該単位作業場所のほとんど(95%以上)の場所で気中有害物質の濃度が管理濃度を超えない状態であり、作業環境管理が適切であると判断される状態をいう

第2管理区分:当該単位作業場所の気中有害物質の濃度の平均が管理濃度を超えない状態であるが、第1管理区分に比べ、作業環境管理になお改善の余地があると判断される状態

第3管理区分:当該単位作業場所の気中有害物質の濃度の平均が管理濃度を超える状態であり、作業環境管理が適切でないと判断される状態